



# 金沢市公報

## 号外第22号の2

平成22年(2010年)9月24日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
<b>規 則</b>	
金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則 (歩ける環境推進課)	1
金沢市立安江金箔工芸館条例の一部を改正す る条例の施行期日を定める規則 (文化政策課)	1
金沢市文化施設及び歴史的観光施設における 共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正 する条例の施行期日を定める規則( " )	1
金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する 規則 (職 員 課)	2
金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	2

金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則の一部 を改正する規則 (文化政策課)	3
金沢市文化施設及び歴史的観光施設における 共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一 部を改正する規則 ( " )	3
金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正す る規則 (環境指導課)	4
<b>訓令甲</b>	
職員の勤務時間に関する規程等の特例に関す る規程の一部改正について (職 員 課)	4

### 規 則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第47号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成22年条例第33号)の施行期日は、平成22年10月1日とする。

金沢市立安江金箔工芸館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第48号

金沢市立安江金箔工芸館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市立安江金箔工芸館条例の一部を改正する条例(平成22年条例第12号)の施行期日は、平成22年10月5日とする。

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第49号

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例(平成22年条例

第13号)の施行期日は、平成22年10月1日とする。

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第50号

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第1条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中「消費生活センター」を「近江町消費生活センター」に改める。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項中「消費生活センター所長」を「近江町消費生活センター所長」に改める。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「消費生活センター」を「近江町消費生活センター」に改める。

第6条の表中「消費生活センター」を「近江町消費生活センター」に改める。

附 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第51号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3号エ中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第4号ク中「キ」を「ク」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第1第6号ア中「の業務」の次に「介護の業務」を加え、同表第7号ケ中「肝血管肉しゅ」の次に「又は肝細胞がん」を加え、同号コ中「又は甲状腺がん」を「甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂(解離性大動脈りゅうを含む。)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

(9) 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第52号

金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

No.	No.	☒
控 (種別)	入 場 券 (種別)	金沢市立安江金箔工芸館
円	円	

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

附 則

この規則は、平成22年10月5日から施行する。

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第53号

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（平成13年規則第91号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「歴史的観光施設の」を「歴史的観光施設並びに入園することができる文化施設の」に改める。

様式第2号中「観覧の」を「観覧又は入園の」に改める。

第2条 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号その2を同様式その3とし、同様式その1を同様式その2とし、同様式にその1として次のように加える。

その1

(表)

控	金沢市文化施設及び歴史的観光施設共通観覧券 (1日パスポート)
円	円
No.	No. _____ 年 月 日のみ有効

(裏)

この欄には、共通観覧券により観覧することができる文化施設及び歴史的観光施設並びに入園することができる文化施設の名称その他必要な事項を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、平成22年9月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された第1条の規定による改正前の金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第1号の規定による共通観覧券は、これを利用することができる期間に限り、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則様式第1号及び様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第54号

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市環境保全条例施行規則（平成10年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3その1有害物質の表の備考第2項中「原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法」を「日本工業規格 K 0083に定める方法」に、「日本工業規格 K 105」を「日本工業規格 K 0105」に改め、「のうち吸光光度法」を削り、同備考第3項中「のうち、硝酸銀法」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程（昭和47年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

第1項中「埋蔵文化財センター」の次に「、近江町消費生活センター」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年10月12日から施行する。

平成22年(2010年)9月24日	印刷	発行人	金 沢 市
平成22年(2010年)9月24日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉鉾4丁目166番地